

■ 附置基準（平成24年9月30日までに着工）

【山口都市計画区域】

対象地域	建築物の用途	適用される建築物	附置台数	備考
駐車場整備地区	特定用途	床面積 1,000 m ² 超	床面積 150 m ² ごとに1台	床面積 6,000 m ² 未満は緩和措置あり
	非特定用途	床面積 2,000 m ² 超	床面積 450 m ² ごとに1台	床面積 6,000 m ² 未満は緩和措置あり

【小郡都市計画区域】

対象地域	建築物の用途	適用される建築物	附置台数
商業地域 近隣商業地域	特定用途	床面積 1,000 m ² 超	床面積 200 m ² ごとに1台（床面積 1,000 m ² を超える部分について）
	非特定用途	床面積 3,000 m ² 超	床面積 300 m ² ごとに1台（床面積 3,000 m ² を超える部分について）
上記地域の周辺 800メートル 以内の地域	特定用途	床面積 3,000 m ² 超	床面積 300 m ² ごとに1台（床面積 3,000 m ² を超える部分について）

（注）本基準は平成24年9月30日までの着工分について適用されます。

それ以降に着工される場合は、新条例による附置基準が適用されますのでご注意ください。

※特定用途（駐車場法施行令第18条）

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場